

横須賀市通学用定期券交付事業（遠距離通学・バス利用）実施要綱

（目的）

第1条 横須賀市立小学校又は横須賀市立中学校（以下「市立学校」という。）へ路線バスを利用して通学する児童及び生徒に対して交付する通学用定期券（以下「定期券」という。）の交付については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、横須賀市通学用定期券交付事業（旧田浦小学校区・旧走水小学校区）実施要綱（令和7年3月24日交付）又は横須賀市通学用定期券交付事業（遠距離通学・鉄道利用）実施要綱（令和8年3月25日交付）に基づき定期券の交付を受けた者は、この限りでない。

- （1）児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童をいう。
- （2）生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- （3）居住 住民基本台帳に基づく住所の記録の有無に関わらず、継続的に生活の実態が認められる状態をいう。

（交付対象児童生徒）

第3条 定期券の交付の対象となる児童又は生徒（以下「交付対象児童生徒」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）別表に掲げる市立学校に在籍する児童又は生徒のうち、同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める町丁目に居住する者
- （2）その他市長が必要と認める者

（定期券の交付申請）

第4条 前条第1号に定める交付対象児童の保護者から定期券の交付を受けない旨の申出がないときは、当該保護者から定期券の交付申請があったものとみなす。

- 2 前条第1号に定める交付対象生徒及び前条第1号に定める以外の児童又は生徒が定期券の交付を受けようとする場合は、保護者が通学用定期券交付申請書（全市用）（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（通学用定期券の種類等）

第5条 定期券の種類、区間及び期間については、市長が別に定める。

(交付の決定及び実施)

第6条 市長は、第4条の規定により交付申請があったものとみなした交付対象児童の保護者に対し、通学用定期券交付対象者証明書(全市用・小学生用)(第2号様式。以下「証明書・小学生用」という。)を交付するものとする。

交付対象児童の保護者は、転出その他の理由により定期券の交付が不要となった場合、市長に対して証明書・小学生用を返還するものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、通学用定期券交付対象者証明書(全市用・中学生用)(第3号様式。以下「証明書・中学生用」という。)を交付するものとする。

3 前2項の交付は、サービス等提供規則第5条第2項の規定による通知とみなす。

(定期券の交付)

第7条 前条の規定により証明書・小学生用又は証明書・中学生用の交付を受けた交付対象児童生徒の保護者は、証明書・小学生用又は証明書・中学生用を別に市長が定める事業者に対して提出し、定期券の交付を受けなければならない。

(定期券代の支払い)

第8条 前条の規定により交付された定期券の代金(当該定期券に係る電磁的記録を格納するためのICカードの新規発行に係る預り金及び当該ICカードに電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録された金額に係る代金を除く)は、当該定期券を発行した事業者に対し、市長が支払うものとする。

(定期券の払戻し)

第9条 第7条の規定により定期券の交付を受けた交付対象児童生徒の保護者は、転出その他の事由によって第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかに市長に対しその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたとき、その他交付対象児童生徒が第3条の規定に該当しなくなったことを覚知したときは、速やかに当該交付対象児童の保護者に対し、「通学用定期券払戻し通知書」(第4号様式。)により、第7条の規定により交付を受けた定期券の払戻しを行うよう求めるものとする。

(禁止事項)

第10条 証明書又は定期券の交付を受ける者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 証明書又は定期券及びそれらの交付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供すること。

(2) 交付された定期券を他の者に貸与し、通学若しくは児童の通学の付添い以外の用途に使用し、又は無断で払戻しを行うこと。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

(施行前の準備)

2 定期券の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第 4 条の規定の例により、その交付を申請することができる。

3 市長は、前項の規定による交付の申請があつた場合その他の場合にあつては、第 6 条の規定の例により、証明書の交付をすることができる。この場合において、当該交付を受けた者は、施行日において同条の交付を受けたものとみなす。

別表（第3条関係）
（児童）

学校名	町丁目
横須賀市立長浦小学校	港が丘1丁目
	田浦町3丁目
	田浦町4丁目
	田浦町5丁目
	田浦町6丁目
	田浦大作町
	田浦泉町
横須賀市立衣笠小学校	衣笠町
横須賀市立馬堀小学校	走水2丁目
横須賀市立明浜小学校	佐原4丁目
	佐原5丁目
横須賀市立武山小学校	山科台
横須賀市立荻野小学校	長坂5丁目
横須賀市立大楠小学校	秋谷（1～4丁目を除く）
	子安
	湘南国際村1丁目
	湘南国際村2丁目
	湘南国際村3丁目

（生徒）

学校名	町丁目
横須賀市立田浦中学校	長浦町1丁目
	長浦町2丁目
	長浦町3丁目
	長浦町4丁目
	安針台
横須賀市立馬堀中学校	走水2丁目
横須賀市立浦賀中学校	西浦賀6丁目
横須賀市立久里浜中学校	佐原1丁目
横須賀市立大楠中学校	秋谷（1～4丁目を除く）
	子安
	湘南国際村1丁目
	湘南国際村2丁目
	湘南国際村3丁目

様式第 1 号

バス用

通学用定期券交付申請書（全市用）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
申請者
保護者氏名

横須賀市立_____学校へ通学するため、下記のとおり通学用定期券の交付を申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	
生年月日（西暦）	生
卒業予定年月日 （西暦）	年 月 日
保護者連絡先	
定期券が必要な区間 （停留所又は駅を記入）	_____（自宅の最寄りを記入） ⇕ _____（学校の最寄りを記入）
定期券が必要な期間 （いずれかに○）	1 か月・3 か月・6 か月・12 か月 <u>※12 か月は中学生のみ</u>
新規又は更新 （いずれかに○）	新規・更新

○申請先

様式第 2 号

バス用

通学用定期券交付対象者証明書（全市用・小学生用）

第 号
年 月 日

さん
保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下のお子さまは、横須賀市立○○学校への通学に使用するため、通学に利用するバス定期券の交付対象に認定されましたので、定期券の交付を受けることができます。

定期券のお受け取りについては、別紙「通学用定期券の受け取り方法・注意事項」をご確認ください。

○対象となるお子さま

(ふりがな)
児童生徒氏名

生年月日（西暦）

生

卒業予定年月日
（西暦）

年 月 日

※モバイル発行不可

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

(全市用)

様式第 3 号

バス用

通学用定期券交付対象者証明書（全市用・中学生用）

第 号
年 月 日

さん
保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下のお子さまは、横須賀市立○○学校への通学に使用するため、通学に利用するバス定期券の交付対象に認定されましたので、定期券の交付を受けることができます。

定期券のお受け取りについては、別紙「通学用定期券の受け取り方法・注意事項」をご確認ください。

○対象となるお子さま

(ふりがな) 児童生徒氏名	
生年月日（西暦）	生
卒業予定年月日 （西暦）	年 月 日
定期券の区間	_____（自宅最寄りの停留所） ⇕ _____（学校最寄りの停留所）
定期券の期間	

※モバイル発行不可

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

(全市用)

様式第 4 号

通学用定期券払戻通知書（全市用）

第 号
年 月 日

さん 保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下のお子さまは、横須賀市立○○学校への通学に使用するため、通学用定期券を交付しておりました。

この度、転出等のご連絡を受けましたので、通学用定期券の払い戻しをお願いいたします。

○対象となるお子さま

(ふりがな) 氏名	
生年月日（西暦）	西暦 年 月 日 生

○定期券の払い戻しについて

払い戻し期間 ○年○月○日～転出等の日まで

払い戻し場所 追浜営業所、横須賀案内所、衣笠十字路案内所、
久里浜営業所、久里浜案内所、逗子営業所

必要な持ち物 ・「通学用定期券払戻通知書」（この書類）
・児童生徒が通学用定期券として使用している PASMO 等

※通学用定期券を払い戻した際には、保護者の方に定期券代の返金はされません。

京浜急行バス株式会社を通して、横須賀市教育委員会に返金されます。
なお、デポジット料金及びチャージしていた金額（手数料を除く）は保護者の方に返金されます。

※定期券払い戻しのため、横須賀市教育委員会と京浜急行バス株式会社の間で個人情報のやり取りを行います。

個人情報については、目的の範囲を超えて利用することはありません。

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

(全市用)